

コラムでつづる

見えてくる

協働の役割



企業、事業所、商店街の地域貢献

近年、企業や事業所、商店街はその社会的責任を果たすべきであるとするCSR(企業の社会的責任)の推進に積極的に取り組み始めています。

企業と呼ばれるもののみならず、事業所、商店街も地域社会の構成員(一人の市民)として共に公共を担い、地域に貢献する企業市民という考えのもと、責任ある地域経営に取り組む必要があります。

CSOは、事業所、商店街が持つ特性、特質を得意分野を取り込み、地域の諸課題を解決にあたるといったいわゆる事業所、商店街との協働も必要となってきます。

そういう得意分野をそれぞれが認識し、互いに活用していくことで、地域の諸課題を解決できるという意識づけを行うことも重要です。



「男女共同参画社会の形成は、市民一人ひとりの意識の見直しが必要です。」「行政、市民、事業者が男女共同参画社会の実現という同じ目的に向かって協力し、主体的にそれぞれの役割を果たす「協働体制」を築きあげることが大切です。」(小城市男女共同参画プラン抜粋)と記載され、「協働」という手法による課題解決とその必要性がうかがえます。

男女共同参画の視点を取り入れ、男女の区別なく市民それぞれが共に喜びと責任を分かち合う社会づくりに向けて、これからは、行政のみならず地域の男女それぞれが主体的に考え、思いを共有し、行動するときです。



きっかけから協働に変わるとき……

懇話会委員の実体験から……

今年婦人会に加入。

早速運動会で弁当を200食つくることとなりました。

早朝5時からの作業。

でも、作業を進めていくうちに「自分は、こういうことが好きだったんだ、こういう人間だったんだ」と自分の新たな面を発見しました。

要は取組む自分の意識の問題であり、結果喜びにつながりました。

更に、今回自ら応募して懇話会委員になりました。

自分の利点としては、自由に活動できる時間が多いということ。

このことから、気軽に自分が策定に関わる人として構成員の1メンバーとなれるよう前向きに取組んでいきました。

結果的に自分が楽しめて、自分の発見ができました。

……やれることからやる。……そうすれば自分に喜びが返ってくる。

一人ではできないこともたくさんある。みんなの協力がいないとできないことがある。

そんなとき……「自分をかえていかないと周りもかわらない。」と感じる。

謙虚に……そして想いを同じくする仲間を一人そして二人と増やして新たな取組みも諸課題解決も一緒に取組んで喜びを分かち合う……

そして今、協働が必要となってきます。

協働を担う組織を形成する。例えば……。^{コラム} **市民活動団体(地縁組織)**

町又は字の区域その他市町村内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体を地縁団体といいます。いわゆる自治会、町内会がこれにあたります。

地縁団体は、市長の認可を受けることで地方自治法に定める認可地縁団体と法人格を持つこととなりますが、認可申請以前に下記要件に該当しているものとなっています。

その区域の住民相互の連絡、環境の整備、集会施設の維持管理等良好な地域社会の維持及び形成に資する地域的な共同活動を行うことを目的とし、現にその活動を行っている
と認められること。

その区域が、住民にとって客観的に明らかなものとして定められていること。

その区域に住所を有するすべての個人は、構成員となることが出来るものとし、その相当数の者が現に構成員となっていること。

規約を定めていること。(地方自治法第260条の2)

このことは、より地域力を高める呼び水となり、地域で市民が一体となって取組むといった意識を再確認するものでもあるように思えます。

自治会のことは自治会 = 「地域のことは地域で」という考え方のもと、協働により課題解決に向け自主的に取組む必要があります。

市民活動団体(志縁組織) = NPO

NPOとは前に述べましたように利益拡大のためでなく、社会的使命・社会をよくしようとする志を実現するために活動する組織で、よく誤解を受け易いのですが、収益活動を行います、その利益を使命実現に向けた活動に用いる組織のことです。

NPOには、法人格を持たない任意団体もあり、銀行での口座開設や不動産登記など法律行為を行う場合、できないなど不都合が生じていました。

このことから、特定非営利活動促進法が施行され、法人格を持つことで、それらを解消し活動を促進させるものとなりました。

現在、小城市内でも意識的に協働としてではなく自然発生的に取り組まれている事業があります。これらの活動を広く市民に知らせ、さらに引き伸ばし、市内CSOについては、活動をより活性化させ、広がり次の段階へのきっかけとして法人格を持つNPOへのステップアップが望まれます。

NPOをつくるための手順

対象となる団体か。 特定非営利活動(保健・医療など特定非営利活動促進法に定められている 17分野の活動)を主たる目的としているか。 など

- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 2. 社会教育の推進を図る活動 3. まちづくりの推進を図る活動 4. 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動 5. 環境の保全を図る活動 6. 災害救援活動 7. 地域安全活動 8. 人権の擁護又は平和の推進を図る活動 9. 国際協力の活動 10. 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動 | <ol style="list-style-type: none"> 11. 子どもの健全育成を図る活動 12. 情報化社会の発展を図る活動 13. 科学技術の振興を図る活動 14. 経済活動の活性化を図る活動 15. 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動 16. 消費者の保護を図る活動 17. 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動 |
|--|--|

設立の手続き 認証設立申請書や定款などの必要書類を所轄庁へ提出する必要があります。(4ヵ月以内に認証又は不認証の決定)

コラム



最後に……

小城流スローライフから始める市民協働
テーマ

やま うみ

～天山から有明海へ水つむぎ～

「小城流スローライフプラン」に協働の初めの第
1歩のヒントが書かれています。急がずにちょっ
と立ち止まって、気づいてみましょう

ひと編

いろんな昔の知恵を知りたくなる

人生の先輩方に教えてもらう

高齢者が先生となる教室が開かれる

高齢者が心身ともに元気になる

みんなが健康的なまちへ

交通編

小城をもっと知りたくてゆっくりサイクリングをしたくなる

意外と走りにくいとを感じる

歩行者や自転車にやさしい道を考えるようになる

安全なまちへ

景観編

天山の見える景色は素晴らしいと感じる

その素晴らしい景色を大切にしたいと思う

建築物の高さや、広告物について気になりだす

景観を守るまちへ

おもてなし編

小城の歴史や文化財について知りたくなる

図書館やインターネットやいろんな講座で勉強する

人にも教えてあげたくなる

市外からの来訪者へのボランティアガイドになる

交流の輪が広がるまちへ

ご近所編

近所のおばあちゃんのことを気になりだす

時々声をかけに行く

姿が見えないと病気かな？と思う

突然の災害の時にはおぶってあげようと思う

安全、安心なまちへ

食べ物編

小城市に安全でおいしい食材がたくさんあることを知る

組み合わせておいしい1品(ブランド品)ができる

ご近所の評判となる

商業ベースにまでのってしまう

農業も経済活動も活性化する

気づいたこと……小城の特産品で最高の贅沢ができること。

江里山のおいしい水甘露水で炊いた新米に一番摘み(華海苔)と牛尾の梅で小城でしかできないおにぎり=“おぎにり”ができること。

環境編

野草が食べられるの？と食べてみたくなる

ゆっくり山を歩いてみる

きれいな空気と水、かけがえのない自然に触れる

自然を大切にしなければと思う

行動にでる

自然環境のすぐれたまちへ

